

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.001

処 分 名	死亡獣畜取扱場以外における処理の禁止の特例の許可
処 分 の 概 要	死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行えません。食用に供する目的で解体する場合のほか、審査基準のすべての要件に該当した場合許可するものです。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 2 条第 2 項
審 査 基 準	化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 2 条第 2 項の都道府県知事の許可を受けた場合とは、次のすべての要件に該当したときとする。 1 人家が密集していない場所 2 飲料水が汚染されるおそれのない場所 3 河川及び道路に近接していない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所 4 衛生上の必要な措置を講じることができること。 （1）埋却の場合 ア へい獣を埋却する場合は、土杭の深さを死体の上から 1 メートル以上とし、へい獣には石灰又は消毒薬を散布し、十分に土を覆い、埋却した場所には目標を立てておくこと。 イ 埋却したへい獣は、発掘しないこと。 （2）焼却の場合 焼却後に残った骨及び灰は、土中に埋却すること。 5 獣医師の診断書又は検案書を添付 6 許可にあたって条件を付ける必要があると認められる場合は、衛生上必要な措置及びその他必要な限度の条件を付することができる。
標準処理期間	総日数 9 日（休日は含まない。）
設 定 年 月 日	平成 1 7 年 1 0 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）

第 2 条 獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設で、これを行つてはならない。

2 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

■化製場等に関する法律施行細則（昭和 59 年埼玉県規則第 65 号）

第 1 条（死亡獣畜取扱場外における許可申請）

■地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.002

処 分 名	死亡獣畜取扱場及び化製場設置の許可
処 分 の 概 要	・ 死亡獣畜取扱場設置の許可 死亡獣畜（牛・馬・豚などの死体）を解体し、埋却、または焼却するための施設や区域を設ける場合。 ・ 化製場設置の許可 獣畜（牛、馬、豚、めん羊、ヤギ）、魚介類、鳥類を原料として、皮革、油脂、肥料などの加工品を製造する工場を設置する場合。 それぞれ、審査基準のすべての要件に該当した場合許可するものです。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 3 条第 1 項
審 査 基 準	法令及び埼玉県条例の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	総日数 9 日（休日は含まない。）
設 定 年 月 日	平成 1 7 年 1 0 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク。 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/kankyoeisei/9862.html ・ 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 14,000 円 ・ 化製場設置許可申請手数料 22,000 円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）

第 3 条 化製場又は死亡獣畜取扱場を設けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（略）

第 4 条（許可を与えない場合）

第 5 条（化製場等について講ずべき措置）

■化製場等に関する法律施行条例（昭和 59 年埼玉県条例第 31 号）

第 3 条（化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準）

第 4 条（衛生上必要な措置）

第 9 条第 1 号、同条第 2 号（手数料）

■化製場等に関する法律施行細則（昭和 59 年埼玉県規則第 65 号）

第 6 条（場所の指定）

■地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 1 7 の 2

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.003

処 分 名	化製場準用施設の許可
処 分 の 概 要	魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設（化製場準用施設）の許可です。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 8 条
審 査 基 準	法令及び埼玉県条例の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	総日数 9 日（休日は含まない。）
設 定 年 月 日	平成 1 7 年 1 0 月 1 日（最終改正：平成 3 0 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク。 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/kankyoeisei/9862.html ・ 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 14,000 円 （化製場準用施設）

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）

第 8 条 第 2 条第 1 項及び第 3 条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

第 3 条（化製場等の設置の許可又は変更の届出）

第 4 条（許可を与えない場合）

第 5 条（化製場等について講ずべき措置）

■化製場等に関する法律施行条例（昭和 5 9 年埼玉県条例第 3 1 号）

第 3 条（化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準）

第 4 条（衛生上必要な措置）

第 5 条（魚介類等を原料とするものに係る製造施設等の構造設備の基準等）

第 9 条第 1 号、同条第 2 号（手数料）

■化製場等に関する法律施行細則（昭和 59 年埼玉県規則第 65 号）

第 6 条（場所の指定）

第 7 条（準用規定）

■地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 1 7 の 2

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.004

処 分 名	動物の飼養又は収容の許可
処 分 の 概 要	市長が指定する区域内で、牛・馬・豚は１頭、羊・ヤギは４頭、犬は１０頭、鶏は１００羽、あひるは５０羽以上を飼養、収容する場合の許可です。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和２３年法律第１４０号）第９条第１項
審 査 基 準	法令及び埼玉県条例の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	総日数 ９ 日（休日は含まない。）
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎３階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク。 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/kankyoeisei/9862.html ・ 動物の飼養又は収容許可申請手数料 １件につき（１個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき） ８,０００ 円

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■化製場等に関する法律

第9条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えない。

■化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）

第5条（化製場等について構すべき措置）

■化製場等に関する法律施行令（昭和31年政令第285号）

第1条（法第9条第1項の政令で定める動物の種類）

第2条（法第9条第6項の政令で定める施設）

■化製場等に関する法律施行条例（昭和59年埼玉県条例第31号）

第6条（動物を飼養すること等ができる指定区域の基準）

第7条（動物の種類ごとの数）

第8条（畜舎等の構造設備の基準）

第9条第3号（手数料）

■化製場等に関する法律施行細則（昭和59年埼玉県規則第65号）

第8条（動物の飼養又は収容の許可等）

■地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第61号）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.005

処 分 名	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可
処 分 の 概 要	墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項
審 査 基 準	法令及び条例の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しない。
標準処理期間	総日数 9 日（休日は含まない。）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎3階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号）

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

■墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成17年条例第113号）

第3条（經營者の基準）第4条（墓地等の經營の許可等）、第5条（事前協議）、第6条（標識の設置等）、第7条（説明会の開催）、第8条（関係住民等との協議）、第10条（墓地の設置場所の基準）、第11条（墓地の施設の基準）、第12条（納骨堂の設置場所の基準）、第13条（納骨堂の施設の基準）、第14条（火葬場の設置場所の基準）、第15条（火葬場の施設の基準）、第16条（工事完了届及び検査）、第17条（經營者の講ずべき措置）、第18条（名称等の変更届）

■墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成17年規則第40号）

第2条（墓地の經營主体）、第3条（經營の許可に係る申請）、第5条（事前協議）、第6条（標識の設置等）、第7条（説明会）、第8条（関係住民等との協議）、第14条（墓地の設置場所の基準）、第15条（工事完了届及び検査合格通知）、第16条（掲示板の設置）、第17条（名称等の変更）、第18条（管理者の届出）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.006

処 分 名	墓地の区域、納骨堂等の施設の変更等の許可
処 分 の 概 要	墓地、納骨堂又は火葬場を経営者は、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）第１０条第１項
審 査 基 準	法令及び条例の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しない。
標準処理期間	総日数 9 日（休日は含まない。）
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎３階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号）

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

■墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成17年条例第113号）

第3条（經營者の基準）、第4条（墓地等の經營の許可等）、第5条（事前協議）、第6条（標識の設置等）、第7条（説明会の開催）、第8条（関係住民等との協議）、第10条（墓地の設置場所の基準）、第11条（墓地の施設の基準）、第12条（納骨堂の設置場所の基準）、第13条（納骨堂の施設の基準）、第14条（火葬場の設置場所の基準）、第15条（火葬場の施設の基準）、第16条（工事完了届及び検査）、第17条（經營者の講ずべき措置）、第18条（名称等の変更届）

■墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成17年規則第40号）

第2条（墓地の經營主体）、第3条（經營の許可に係る申請）、第4条（施設の変更の許可に係る申請）、第5条（事前協議）、第6条（標識の設置等）、第7条（説明会）、第8条（関係住民等との協議）、第9条（結果通知書の交付等）、第11条（許可書等）、第14条（墓地の設置場所の基準）、第15条（工事完了届及び検査合格通知）、第16条（掲示板の設置）、第18条（管理者の届出）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.007

処 分 名	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可
処 分 の 概 要	学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的、愛玩のための飼養の目的などで鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする場合は、許可を受け許可証の交付を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項、第7項
審 査 基 準	有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとします。その捕獲等は、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとします。鳥獣の種類及び数量については、管内における鳥獣の生息状況を踏まえ、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の適切な種類及び数量とします。 また、鳥類の卵の採取の許可は、原則として次のいずれかの要件に該当する場合のみ対象とします。 ア 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ、被害を防止する目的が達成できない場合 イ 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害等を防止する目的が達成できない場合 ※有害鳥獣捕獲 法第9条の規定に基づく鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可のうち、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行うことをいう。
標準処理期間	7日（休日を含まない）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎3階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

（略）

7 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

（許可を受けなければならない捕獲等の目的）

第五条 法第九条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示

二 愛玩のための飼養

三 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

四 鵜飼漁業への利用

五 伝統的な祭礼行事等への利用

六 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

■地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第93項

■春日部市 有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領

(略)

2 許可の基準

(1) 鳥獣の種類及び数量

鳥獣の種類及び数量については、管内における鳥獣の生息状況を踏まえ、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の適切な種類及び数量とする。

また、鳥類の卵の採取の許可は、原則として次のいずれかの要件に該当する場合のみ対象とする。

ア 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ、被害を防止する目的が達成できない場合

イ 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害等を防止する目的が達成できない場合

(略)

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.008

処 分 名	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る従事者証の交付
処 分 の 概 要	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可を受けた認定鳥獣捕獲等事業者、法人等は、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができます。
根拠法令等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第９条第８項
審 査 基 準	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができます。
標準処理期間	７日（休日を含まない）
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎３階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

（略）

8 第一項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（第十四条の二において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）その他適切かつ効果的に第一項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

（略）

■地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第93項

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.009

処 分 名	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証及び従事者証の再交付
処 分 の 概 要	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可を受けたものは、その者又は従事者が許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、許可証又は従事者証の再交付を受けることができます。
根拠法令等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第９条第９項
審 査 基 準	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者は、その者又は従事者が許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができます。 許可証又は従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出して行うものとする。 - 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） - 二 許可証又は従事者証の番号 - 三 許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情
標準処理期間	３日（休日を含まない）
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎３階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

（略）

7 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

8 第一項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者（第十四条の二において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）その他適切かつ効果的に第一項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

9 第一項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第七項の許可証（以下単に「許可証」という。）若しくは前項の従事者証（以下単に「従事者証」という。）を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

（略）

■地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第93項

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.010

処 分 名	販売禁止鳥獣等の販売の許可
処 分 の 概 要	学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２４条第１項
審 査 基 準	許可の対象は、販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵とこれら加工した食料品（生肉、くんせい、みそ漬け、塩漬け等））の販売とします。 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の(1)、(2)のいずれにも該当する場合に許可するものとします。 (1) 販売の目的が法律施行規則第２３条に規定する目的に適合すること。 (2) 販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。 市長は、申請内容を審査のうえ適正と認める場合には、法律施行規則第２４条第３項による様式の販売禁止鳥獣等の販売許可証を交付するものとします。
標準処理期間	７日（休日を含まない）
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎３階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

（販売禁止鳥獣等の販売の許可）

第二十四条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

（販売の目的）

第二十三条 法第二十四条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。

一 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合

イ 鑑賞

ロ 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

二 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合

イ 鑑賞

ロ 放鳥

ハ はく製

ニ 食用

ホ 羽毛の加工

ヘ 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

■地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第93項

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.011

処 分 名	販売禁止鳥獣等の販売の許可証の再交付
処 分 の 概 要	販売禁止鳥獣等の販売の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、販売許可証の再交付を受けることができます。
根拠法令等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第24条第6項
審 査 基 準	販売禁止鳥獣等の販売の許可を受けた者は、その者が販売許可証を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができます。 販売許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。 - 一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） - 二 販売許可証の番号 - 三 販売許可証を亡失し、又は販売許可証が滅失した事情
標準処理期間	3日（休日を含まない）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎3階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

（販売禁止鳥獣等の販売の許可）

第二十四条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（略）

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、販売許可証を交付しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証（以下単に「販売許可証」という。）を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。

（略）

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

（販売の許可の申請等）

第二十四条

（略）

4 法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 販売許可証の番号

三 販売許可証を亡失し、又は販売許可証が滅失した事情

5 販売許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

（略）

■地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 9 3 項

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No.012

処 分 名	ペット霊園の設置の許可及び変更の許可
処 分 の 概 要	ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講ずることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とするもので、ペット霊園を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 39 号）第 4 条第 1 項 春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則（平成 22 年 12 月 17 日規則第 63 号）第 3 条
審 査 基 準	条例等の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しない。
標準処理期間	総日数 14 日（休日は含まない。）
設 定 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階リサイクル衛生課窓口への提出
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

第4条（ペット霊園の許可等）、第5条（事前協議）、第6条（標識の設置等）、第7条（説明会の開催）、第8条（関係住民等との協議）、第9条（ペット霊園の設置場所の基準）、第10条（墓地の設置場所の基準）、第11条（墓地の施設の基準）、第12条（納骨堂の施設の基準）、第13条（火葬場の設置場所の基準）、第14条（火葬場の施設の基準）、第15条（工事完了届及び完了検査）、第21条（変更の届出）、

■春日部市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

第3条（設置の許可に係る申請）、第4条（施設の変更の許可に係る申請）、第5条（事前協議）、第6条（標識の設置等）、第7条（説明会）、第8条（関係住民等との協議）、第9条（結果通知書の交付等）、第10条（許可書等）、第12条（墓地の設置場所の基準）、第13条（工事完了届及び完了検査合格通知）、第18条（変更の届出）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 リサイクル衛生課 No. 013

処 分 名	一般廃棄物の収集・運搬業の許可
処 分 の 概 要	春日部市内において、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項、第 5 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生令第 35 号）第 2 条の 2
審 査 基 準	次の各号のいずれにも適合すること。 （１）当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 （２）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 各号に定める基準に適合するものであること。 （４）申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	30 日
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	現在、春日部市において一般廃棄物収集・運搬業の新規許可は行っていない。
申 請 方 法	環境経済部リサイクル衛生課窓口への提出 又は 郵送
備 考	手数料 5, 000 円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～4 略

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号2において同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第2条の2 法第7条第5項第3号（法第7条の2第2項において準用する場合を含む）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

（1）施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

（2）申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No. 014

処 分 名	一般廃棄物の収集・運搬業の範囲の変更の許可
処 分 の 概 要	春日部市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者で、一般廃棄物の収集若しくは運搬又事業の範囲を変更しようとする場合は許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条の 2 第 1 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生令第 35 号）第 2 条の 2
審 査 基 準	次の各号のいずれにも適合すること。 （１）当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 （２）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 各号に定める基準に適合するものであること。 （４）申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	14 日
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	環境経済部リサイクル衛生課窓口への提出 又は 郵送
備 考	手数料 5, 000 円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(変更の許可等)

第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

[基準法令]

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～4 略

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号 2 において同じ。）であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）

ホ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項（第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No. 015

処 分 名	一般廃棄物の処分業の許可
処 分 の 概 要	春日部市内において、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 6 項、第 10 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生令第 35 号）第 2 条の 4
審 査 基 準	次の各号のいずれにも適合すること。 （１）当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 （２）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 各号に定める基準に適合するものであること。 （４）申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	30 日
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	現在、春日部市において一般廃棄物処分業の新規許可は行っていない。
申 請 方 法	環境経済部リサイクル衛生課窓口への提出 又は 郵送
備 考	手数料 5,000 円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第7条

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～9 略

10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号 2 において同じ。）であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）

ホ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項（第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第 14 条第 5 項第 2 号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。1 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

2 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 削除

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No. 016

処 分 名	一般廃棄物の処分業の範囲の変更の許可
処 分 の 概 要	春日部市長が許可した一般廃棄物処分業者で、一般廃棄物の処分の事業の範囲を変更しようとする場合は許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条の 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生令第 35 号）第 2 条の 4
審 査 基 準	次の各号のいずれにも適合すること。 （１）当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 （２）その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 （３）その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 各号に定める基準に適合するものであること。 （４）申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	14 日
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	現在、春日部市において一般廃棄物処分業の許可を持っている業者はいないため変更の許可は行っていない。
申 請 方 法	環境経済部リサイクル衛生課窓口への提出 又は 郵送
備 考	手数料 5,000 円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(変更の許可等)

第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第5項及び第11項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第10項及び第11項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

[基準法令]

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第7条

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～9 略

10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

(2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号2において同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第 14 条第 5 項第 2 号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第 2 条の 4 法第 7 条第 10 項第 3 号（法第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

1 処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

イ 施設に係る基準

（1）浄化槽（浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽（同法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第 13 条第 5 号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。

（2）その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

（3）保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

（1）一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

（2）一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

2 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

（1）埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

- (2) 削除
- 申請者の能力に係る基準
 - (1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
 - (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No. 017

処 分 名	許可証の再交付の申請
処 分 の 概 要	春日部市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び浄化槽清掃業者で、許可証を紛失または汚損し許可証を再度交付してもらう場合、申請が必要です。
根拠条例等・条項	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 17 年条例第 111 号）第 36 条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 39 号）第 18 条
審 査 基 準	（交付要件） 春日部市が許可した一般廃棄物収集運搬業者が対象となります。
標準処理期間	7 日
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	環境経済部リサイクル衛生課窓口への提出 又は 郵送
備 考	手数料 3, 0 0 0 円

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
(許可証の再交付)

第 36 条 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに市長に届け出てその再交付を受けなければならない。

■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則
(許可証の再交付)

第 18 条 条例第 36 条の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第 18 号)により市長に届け出なければならない。この場合において、その届出が汚損による再交付であるときは、当該許可証を添えるものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部リサイクル衛生課 No. 018

処 分 名	浄化槽の清掃業の許可
処 分 の 概 要	春日部市内において、浄化槽清掃業を行おうとする者は許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 11 条
審 査 基 準	次の各号のいずれにも適合すること。 (1)その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 (2)申請者が浄化槽法第 36 条 2 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	30 日
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日(最終改正：令和 2 年 4 月 1 日)
申 請 時 期	現在、春日部市において浄化槽清掃業の新規許可は行っていない。
申 請 方 法	環境経済部リサイクル衛生課窓口への提出 又は 郵送
備 考	手数料 5, 000 円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■浄化槽法

(許可)

第 35 条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。

3 第 1 項の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。

4 市町村長は、第 1 項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

(許可の基準)

第 36 条 市町村長は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

1 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

2 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

ロ 第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者

ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの

ニ 第 41 条第 2 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定、第 7 条の 2 第 1 項の規定若しくは同法第 16 条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第 7 条の 3 の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

- けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第 7 条の 4 の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないものの
- リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

■浄化槽法施行規則

（浄化槽清掃業の許可の技術上の基準）

第 11 条 法第 36 条第 1 号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。
- 2 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
- 3 パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。
- 4 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び 2 年以上実務に従事した経験を有していること。